

様式4の1 (一般競争入札)

抽出事案説明書

発注機関名：丹後広域振興局農林商工部地域づくり振興課

| | |
|-------------------------------|---|
| 工事名 | 令和5年度府営農村地域防災減災事業 菅地区 下すべ内池改修工事 |
| 工事概要 | 堤体工 1式 取水施設工 1式 洪水吐工 1式 仮設工 1式 |
| 入札参加資格及びその資格を設定した理由 | 設計金額が45百万円を超える土木一式工事のため、以下のとおり入札参加資格を設定した。 許可の種類：土木工事業に係る特定建設業の許可 認定業種：土木一式工事 認定等級：I等級 営業所所在地：京都府丹後、中丹東又は中丹西土木事務所管内に主たる営業所を置く者 総合点：一 配置予定技術者：監理技術者又は主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。 入札参加可能業者数 83者 |
| 入札参加資格があると認められた業者数 (申込業者数) | 8者 (8者) |
| 入札参加資格がないと認められた業者数とその理由 | 「該当なし」 |
| 入札経過 (電子入札) | 入札公告 令和 5年 7月12日 資料配付 令和 5年 7月12日～ 7月20日 申請受付 令和 5年 7月19日～ 7月20日 申請者数 8者 確認通知 令和 5年 7月21日 開札・保留通知 令和 5年 8月 3日 入札者数 8者 8者のうち7者が調査基準価格未満 そのうち7者が調査に協力できない旨の申出書を提出 落札者 砂後建設株式会社 落札金額 53,680,000円(税込) 予定価格 54,483,000円(税込) 低入札調査基準価格 49,731,000円(税込) 落札率 98.53% (予定価格事後公表) 特記事項 入札無効 7者 |

工事概要説明資料

1 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事名 | 令和5年度府営農村地域防災減災事業菅地区下すべ内池改修工事 |
| (2) 工事場所 | 京丹後市峰山町菅地内 |
| (3) 工事概要 | 堤体工 1式 洪水吐工 1式 取水施設工 1式 仮設工 1式 |
| (4) 工期 | 令和5年8月10日～令和6年1月31日 |

2 位置図、平面図、一般図、標準横断面図等



図1 工事位置図



図2 工事平面図

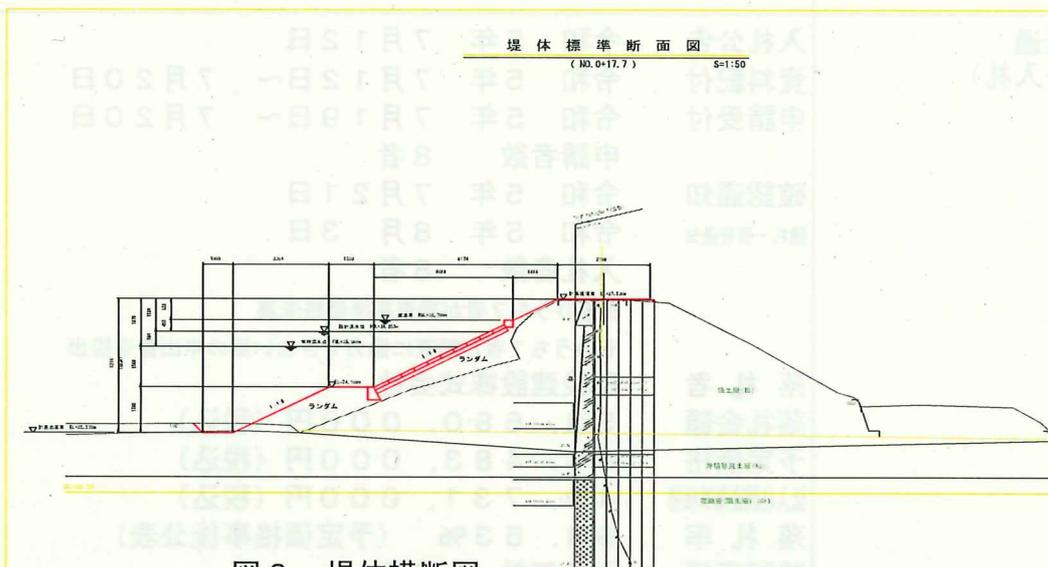


図3 堤体横断面図

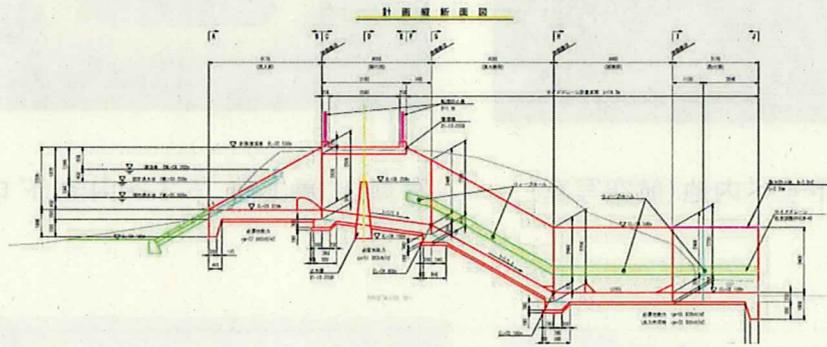
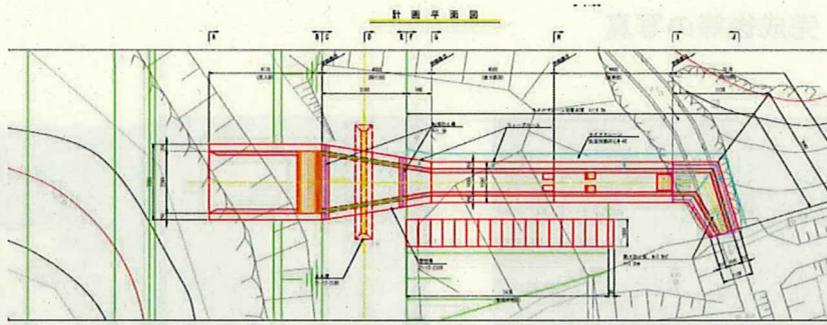


圖 4 洪水吐構造圖

取水施設構造圖 (1/2)

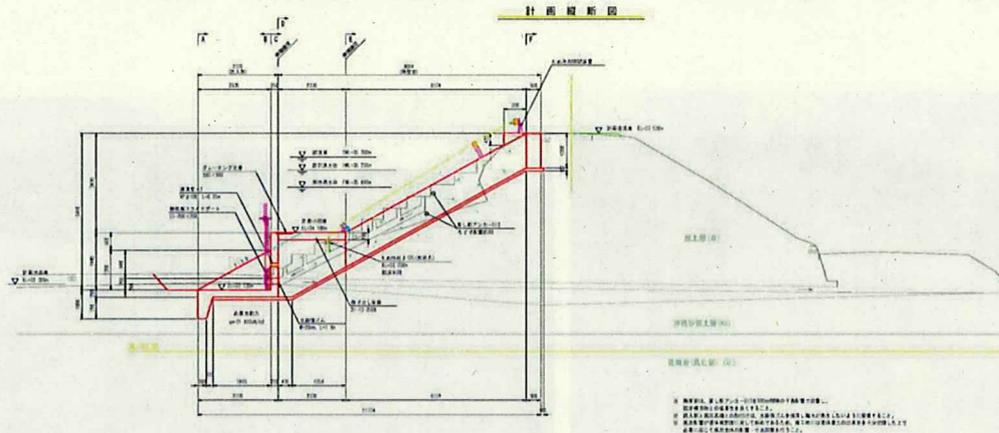
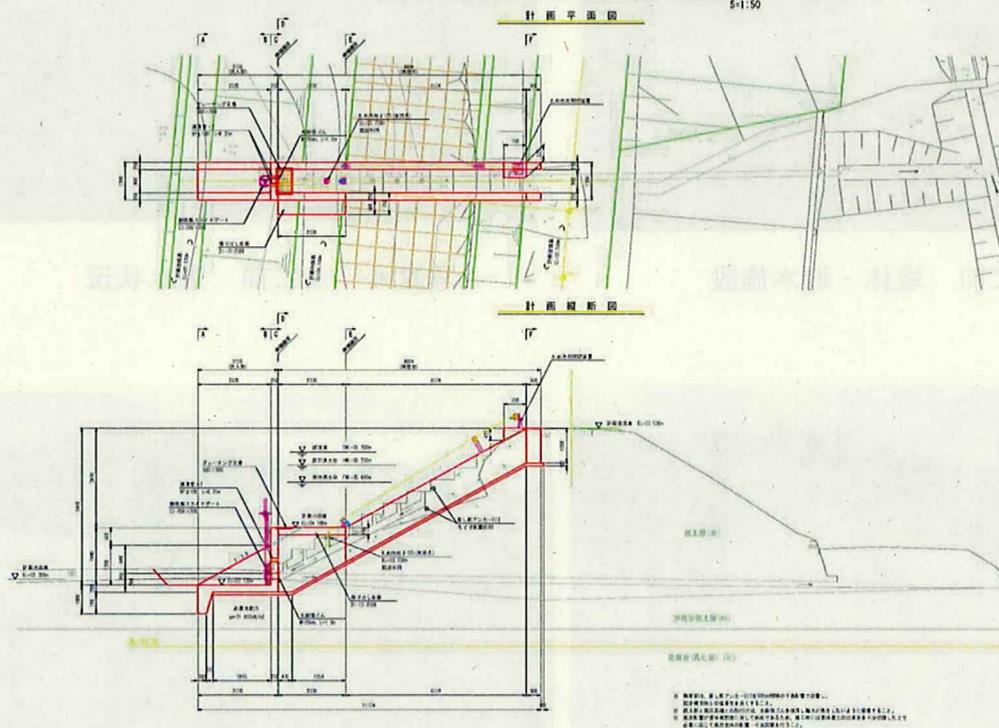


圖 5 取水施設構造圖

3 着工前、現況、完成後等の写真



写真1 着工前 下すべ内池(航空写真)



写真2 着工前 下すべ内池(ドローン写真)



写真3 着工前 堤体・取水施設



写真4 着工前 湛水状況



写真5 現況 堤体・取水施設



写真6 現況 取水施設

一般競争入札の実施について

令和5年度府営農村地域防災減災事業 菅地区 下すべ内池改修工事の工事請負契約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

この工事は、下請をする場合での府内業者利用、指定資材の府内調達を評価する総合評価競争入札（地域活性型（スタンダード型））及び「予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領」に基づく予定価格の事後公表の試行工事である。

なお、この工事は、「低入札価格調査制度」を適用するとともに、追加資料により厳格な調査を実施する「低入札価格調査制度の検証（厳格化及び意向確認）」対象工事である。

また、この工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年7月12日

京都府丹後広域振興局長 平井 公彦

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 令和5年度府営農村地域防災減災事業 菅地区 下すべ内池改修工事
(2) 工事番号 ー
(3) 工事場所 京都府京丹後市峰山町菅地内
(4) 工事概要 堤体工 1式
洪水吐工 1式
取水施設工 1式
仮設工 1式
(5) 工事期間 契約日又は契約日の翌日から令和6年1月31日まで

2 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒627-8570 京都府京丹後市峰山町丹波855
丹後広域振興局 農林商工部 農商工連携・推進課
電話番号 (0772) 62-4315
ファクシミリ番 (0772) 62-4333

3 入札に参加する者に必要な資格

| | |
|---------|--|
| 許可の種類 | 土木工事業に係る特定建設業の許可 |
| 認定業種 | 土木一式工事 |
| 認定等級 | I等級 |
| 総合点 | ー |
| 営業所所在地 | 京都府丹後、中丹東又は中丹西土木事務所管内に主たる営業所を置く者 |
| 配置予定技術者 | 監理技術者又は主任技術者として、「土木一式工事」に係る監理技術者資格又は主任技術者資格を有する自社と直接的かつ恒常的な雇用関係のある技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。 |
| その他 | 一般競争入札（総合評価・事後公表）公告共通事項（以下「共通事項」という。）のとおりに |

4 入札参加資格確認申請時の提出書類

特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体については、代表者を含む構成員毎に評価し平均化した点数を共同企業体の加算点とするため、構成員それぞれが

申請書（別記様式 1、別記様式 2、別記様式 4）を記載し、提出すること。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1）

本工事は、「低入札価格調査制度の検証（厳格化及び意向確認）」対象工事であるため、調査基準価格未満の入札を行った際の低入札調査資料提出の意向の有無を申請書（別記様式 1）に記載すること。記載がない場合は「意向無し」として取り扱う。

「意向なし」の者が調査基準価格未満の入札を行った場合、調査は実施せず、調査資料が提出できない旨の申出書は不要とし、低入札価格調査への非協力としてのペナルティの対象としない。ただし、入札は「無効」とする。

(2) 一般競争入札参加資格確認資料

ア 配置予定技術者調書（別記様式 2）

3 に掲げる資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を別記様式 2 に記載すること。本入札においては、複数の候補者を記入することは認めない。特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体においては、構成員それぞれが候補者を記入すること。

なお、配置予定技術者調書に記載された技術者は、契約工期中、当該工事に専任できるものとする。

また、配置予定技術者に求める恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

直接的恒常的な雇用関係を証明するものとして健康保険被保険者証の写しを提出する際には、保険者番号及び被保険者等記号・番号等をマスキング（黒く塗りつぶすなどして、保険者番号及び被保険者等記号・番号等が復元できない状態にすること）した上で、提出すること。

イ 確認資料

アの配置予定技術者の資格要件を証明するものの写し及び自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写しを提出すること。

(3) 業態調書（別記様式 4）

単体の建設業者（土木一式工事で、経常建設共同企業体が入札に参加する場合には、経常建設共同企業体の全ての構成員）又は官公需適格組合の代表者を役員等とする組合員で次のアからオまでのいずれかに該当する者がいる場合、その者を別記様式 4 に記載すること。なお、該当する者がいない場合、別記様式 4 の提出は不要とするが、該当する者がいない旨を記載して入札参加資格申請したものとみなす。

ア 親会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 4 号の 2 の規定による親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 の規定による子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある者

イ 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある者

ウ 一方の会社等の役員（個人事業主及び組合の役員を含む。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている者

エ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている者

オ その他アからエと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者

(4) 総合評価競争入札の評価項目にかかる技術資料

ア 配置予定技術者について

(ア) 経験工事の確認資料

同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評定が評価対象となっている場合において、同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評定による加算点を希望する者は、当該評価の対象となる工事の経験を別記様式 2 に

記載すること。なお、経験として記載した工事の業種は、コリンズの工事实績データに記載された建設業許可業種により判断するため、経験として記載した工事にかかるコリンズ（登録内容確認書(竣工登録)）の写し及び工事成績評定通知書の写しを提出すること。

(イ) 継続教育（CPD）について

継続教育（CPD）が評価対象となっている場合において、配置予定技術者が取得したCPD単位を証明する資料として、（一社）全国土木施工管理技士会連合会、（公社）日本技術士会又は（公社）土木学会から、入札公告日と同年度に発行された、入札公告日の2年6ヶ月前の日から入札公告日までの間の学習履歴の証明書の写し及びCPD単位の取得履歴がわかる資料を提出すること。ただし、入札公告日の3ヶ月前の日以降に発行された学習履歴の証明書がある場合は、入札公告日と同年度に発行されていることを求めない。

なお、証明書の証明期間の最終日から入札公告日までの間にCPD認定プログラムを受講し、その単位も取得単位に含めて申請する場合は、証明書に加えて、その単位に係る受講証明書を提出すること。

イ 建設機械の保有状況について

建設機械の保有状況による加算点を希望する者は、次の資料を提出すること。複数の資料により加点を希望する場合は、それぞれにおいて、対象機械が重複していないことが確認できる資料をあわせて提出すること。なお、対象となる機械は、経営事項審査において加点対象となる建設機械に限る。

(ア) 令和3年4月1日以降の日を審査基準日とする経営規模等評価結果通知書の写し

(イ) 令和3年4月1日以降の日を審査基準日とする経営規模等評価申請書（様式第25号の14及び別紙3）の写し（受付機関の受付印の押印があるものに限る。）

(ウ) 経営事項審査申請の手引き（京都府が作成した最新のもの）の建設機械保有状況提出・提示に示す資料。ただし、「原本提示」としている資料は、提示ではなく、それらの写しを提出すること。

ウ 京都府地域づくり優良工事施工者表彰について

京都府地域づくり優良工事施工者表彰が評価対象となっている場合において、令和3・4年度に京都府地域づくり優良工事施工者表彰を受賞した者で、表彰の実績による加算点を希望する場合は、申請書（別記様式1）にその旨を記載の上、表彰結果通知書の写しを提出すること。

ただし、加算点の申請を行った場合は、本入札の落札決定まで、京都府発注のその他の入札には同表彰にかかる加算点の申請は行うことができない。

なお、申請書（別記様式1）に誓約文を記載した上で提出すること。

また、この誓約に違反した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

【誓約文記載例】

本入札において、京都府地域づくり優良工事施工者表彰制度にかかる加算点を申請します。申請にあたり、本入札の落札決定まで、京都府のその他の入札には、同表彰にかかる加算点を申請しません。

エ 府内企業の下請状況について（別記提案様式3）

本工事の実施にあたり、技術資料提出時点に予定している下請（1次下請まで）による施工割合を、別記提案様式3により金額ベースの比率で記載すること。また、下請施工のうち、契約を予定している府内企業と府外企業の内訳についても記載すること。

オ 指定資材の府内調達状況について（別記提案様式4）

本工事で使用する資材のうち、本府が指定する次の品目毎に、府内での調達（以下「府内調達」という。）の状況について、別記提案様式4により記載すること。

| 品 目 | 規 格 等 | 備 考 |
|---------|-------|-----|
| 生コンクリート | 全規格 | |
| | | |

<留意事項>

「府内調達」は、調達先の会社等が府内企業かどうかではなく、プラント、生産工場又は生産地の所在地が府内であるか否かで判断する。

カ 商号又は名称等の変更にかかる書類について

次のいずれかに該当する者は、商業登記簿謄本の写し、入札参加資格審査申請書記載事項変更届の写し等、その経過がわかる資料を提出すること。

(ア) 令和2年度以降に建設業許可番号を変更している者

(イ) 令和2年度以降に商号又は名称を変更している者

(ウ) 令和2年度以降に「府内建設業者の合併等に関する特例措置」に基づき特例措置を受けた者

(エ) 令和2年度以降に「建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請時期及び方法等」第10条の規定により資格を承継した者

(オ) 令和2年度以降に会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生計画認可決定を受けた後、本府の入札参加資格の再認定を受けた者

(5) その他

中小企業庁（各経済産業局）が証明する官公需適格組合が入札参加資格確認申請を行う場合にあつては、当該組合は各組合員が単独で本入札に参加しない旨の誓約書を提出すること。

5 入札手続等

| 手 続 等 | 期 間 ・ 期 日 ・ 期 限 等 | 手続の方法等 |
|-------------------|---|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 令和5年7月12日(水)午前9時から 令和5年7月20日(木)午後4時まで | 共通事項2のとおり |
| 設計図書等の閲覧期間 | 令和5年7月12日(水)午前9時から 令和5年7月31日(月)午後2時まで | 共通事項2のとおり |
| 入札参加資格確認申請書等の受付 | 令和5年7月19日(水) 午前9時から午後6時まで 令和5年7月20日(木) 午前9時から午後4時まで | 共通事項3のとおり |
| 質問の受付 | 申請書等に関する質問 ：令和5年7月19日(水)正午まで 設計図書等に関する質問 ：令和5年7月24日(月)正午まで | 共通事項5-1のとおり |
| 回答の閲覧 | 申請書等に関する回答：随時 設計図書等に関する回答 ：令和5年7月26日(水) | 共通事項5-1のとおり |
| 入札期間 | 令和5年7月28日(金) 午前9時から午後6時まで 令和5年7月31日(月) 午前9時から午後2時まで | 共通事項6のとおり |
| 予定価格の通知・公表 | 入札者への通知：令和5年7月31日(月) 予定価格の公表：令和5年8月1日(火) | 電子入札システムによる |
| 予定価格に関する質問の受付 | 予定価格の通知をしたときから 令和5年8月2日(水)正午まで | 共通事項5-2のとおり |

| | | | |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------|
| 予定価格に関する質問への回答 | 令和5年8月4日(金)まで | | 共通事項5-2のとおり |
| | 【予定価格に関する質問がないとき】 | 【予定価格に関する質問があるとき】 | |
| 開札日時 | 令和5年8月3日(木) 午前11時00分 | 令和5年8月7日(月) 午前11時00分 | 電子入札システムによる |
| 再度入札を行う場合の入札期間 | 令和5年8月4日(金) 午前9時から午後2時まで | 令和5年8月8日(火) 午前9時から午後2時まで | 共通事項6のとおり |
| 再度入札の開札日時 | 令和5年8月4日(金) 午後3時00分 | 令和5年8月8日(火) 午後3時00分 | 電子入札システムによる |

6 入札参加資格の確認

入札参加資格確認申請を受け付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等により、建設業者としての資格について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、落札決定後に行う。

また、総合評価に関する審査については、7(1)(2)により開札までの間に行うものとする。

7 総合評価に関する事項

(1) 価格以外の技術的な要素の評価(技術評価)に関する基準(以下「評価に関する基準」という。)

各評価項目について、別紙の基準に基づき加点する。

なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体においては、代表者を含む構成員毎に評価し平均化した点数を共同企業体の加算点とする。

(2) 総合評価の方法

総合評価は、標準点(100点)に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札金額で除して得られた評価値(以下「評価値」という。)をもって行うものとする。

ただし、当該入札者の入札金額が調査基準価格未満の場合にあっては、技術評価点を調査基準価格から当該入札者の入札金額を減じた金額を加えた金額で除して得られた評価値をもって行うものとする。

なお、総合評価に関する審査の結果、(1)の評価に関する基準の失格に該当する者については、入札参加資格がないものとし、入札書提出後にその事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札を無効とする。

また、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その旨通知する。

(3) 落札者の決定方法

ア 落札者は、入札金額が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、(2)によって得られた評価値が最も高い者とする。

ただし、本入札は低入札価格調査制度を適用するため、調査基準価格未満の入札がある場合は、調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められない者のうち、(2)によって得られた評価値が最も高い者を落札者とする。

調査基準価格については、「低入札価格調査制度に係る取扱要領」及び「低入札価格調査制度に係る取扱要領の運用について」によるものとし、低入札価格調査制度による調査を行う場合、「建設交通部低入札価格調査マニュアル」(以下「低入札マニュアル」という。)に準じた調査を行うこととするが、資料提出の期限は、開

札日の翌開庁日の正午とする。提出期限は低入マニュアルに定める標準的な期限と異なるので注意すること。

なお、低入札調査に伴い開札後落札決定を保留する場合において、保留期間中に府の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けた者の行った入札は無効とする。

イ 評価値が最も高いものが2人以上あるときは、電子入札システムにおけるくじ機能を用いたくじにより落札者を決定するものとする。

(4) 評価内容を担保するための措置

配置予定技術者の変更に伴う技術者の工事成績及びCPDの取得単位数の相違、「府内企業の下請状況について」及び「指定資材の府内調達状況について」に記載した内容が、受注者の責めにより満足できない場合は、達成度合いに応じた申請点の再計算を行い、提案項目の不履行として、次式により落札時の申請点との差に応じて、本工事に係る工事成績評定点の減点を行うものとする。

減点値＝8点[※]×(α－β)／α（小数点以下第2位四捨五入小数第1位止）

α：当初の申請点

β：達成度合いに応じて再計算した申請点

ただし、「府内企業の下請状況について」の評価については、

0<α－β≤0.3 の場合は減点を行わない。

※）8点：請負工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

8 支払条件

(1) 前払金

請負代金額の4割以内の金額を前払いする。ただし、調査基準価格未満で契約する工事（以下「低入札工事」という。）においては、請負代金額の2割以内の金額を前払いする。

(2) 中間前払金

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に従い、請負代金額の2割以内の金額を中間前払金として支払う。

(3) 部分払

請負代金額が100万円以上1,000万円未満の場合は1回、1,000万円以上3,000万円未満の場合は2回、3,000万円以上の場合は3回を限度として部分払にする。

(4) 中間前金払と部分払の選択

「京都府公共工事中間前金払制度事務取扱要領」に定めるところによる。

9 その他

(1) 令和5・6年度競争入札参加資格審査申請において官公需適格組合証明書の写し及び組合員名簿を提出していない事業協同組合並びに令和5年度に組合員名簿を提出していない官公需適格組合は、本一般競争入札の入札参加資格確認申請をすることができない。

なお、官公需適格組合と組合員とが重複して入札参加資格確認申請をした場合にあつては、当該組合と当該組合員の双方に対して、本一般競争入札の入札参加資格確認通知を行わない。この場合に限って、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ること、京都府工事等競争入札心得第9条第2項の規定に抵触しないものとする。

(2) 経常建設共同企業体の構成員として登録した建設業者（申請済みで認定通知を受けていない者も含む。）は、土木一式工事の入札へは、単独で入札参加資格確認申請をすることができない。土木一式工事以外の入札については、単独で入札参加資格確認申請をすることができる。

(3) 調査基準価格を下回った入札を行った旨の連絡を2に定める組織から受けた者は、低入札調査に協力すること。

また、契約締結後においても検査時その他の時に、低入札調査における提出資料の適正な履行を確認する資料の提出を求めることがあるので協力すること。

【低入札価格調査の厳格化及び意向確認】

本工事は、「低入札価格調査制度の検証（厳格化及び意向確認）」対象工事であるため、低入札調査資料提出の意向ありとし調査基準価格未満の入札を行った評価値が最も高い者であって、特別重点調査の対象となっていない者にあつては、以下のとおり低入札調査に加えて特別重点調査と同様の追加資料の提出を求めるとともに、特別重点調査と同様の調査を実施する。また、低入札調査資料提出の意向ありとし調査基準価格未満の入札をした者から、資料提出できない旨の申出書の提出があつた場合、ペナルティ（1回目：口頭注意、2回目：文書注意、3回目：指名停止）の対象とする。

[厳格化の内容]

| | |
|--|---|
| 追加提出資料（重点調査対象者と同様の資料を提出すること） 建設交通部低入札価格調査における提出資料作成要領 | 追加調査の内容（重点調査と同様の調査を実施する） 建設交通部低入札価格調査マニュアル 第7 特別重点調査の内容 |
| 様式2-2（資材単価一覧表） | 1（2）の重点調査 |
| 様式2-3（機械損料・賃料一覧表） | 1（3）の重点調査 |
| 様式1-1（労務者の確保計画） | 1（4）及び9の重点調査 |
| 様式1-5（下請け業者等一覧表） | 1（4）及び（5）の重点調査 |

- (4) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
また、技術者の配置については、専任配置を徹底するとともに、京都府ホームページに掲載されている「建設工事と技術者の配置について」を遵守すること。
建設業法施行令（昭和31年政令第273号）に規定する、専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする工事の場合は、技術者を専任配置すること。
ただし、低入札工事においては、監理技術者又は主任技術者に加え、3の要件を満足する技術者（以下「補助技術者」という。）を1名専任で配置すること。（共同企業体の場合は、各構成員から1名専任で配置すること。）補助技術者は、配置予定技術者調書に記載されている技術者である必要はない。
なお、低入札工事において配置予定技術者は建設業法施行令第27条の第2項に該当する場合であっても他工事と兼任することはできず、補助技術者は現場代理人と兼任することはできない。
- (5) (3)への非協力（提出した資料が受理されなかった場合を含む。）及び(4)の遵守違反が確認された場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 資本関係・人的関係等のある会社等は、本入札に同時に参加することができない。
なお、詳細は京都府ホームページに掲載されている「資本関係、人的関係等のある会社の同一入札への参加制限について」のとおりとする。
- (7) 本入札において、(6)に該当する本入札に参加することのできない親子会社等の関係を有する二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とする。ただし、そのうちの一者が入札をするまでにその者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではない。
- (8) その他については、共通事項のとおりとする。

(別紙) 総合評価 加算点評価項目について

※対象欄が「○」になっている評価項目が本工事の対象です(「×」は今回の工事では対象でない)

| 加算点評価項目 | | 評価内容 | 加算点 | 対象 | |
|------------|--------------------------------|---------------------------------------|--------|-----|---|
| 施工計画 | 品質管理 | 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 | 2 | 2 | × |
| | | 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。 | 1.5 | | |
| | | 必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) | 1 | | |
| | | 必要事項の記載がないものがある、又は提案数が超過している。 | 0 | | |
| | | 記載がない又は不適 | 失格 | | |
| | 施工管理・安全管理等 | 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が複数見られる又は高度である。 | 2 | 2 | × |
| | | 必要事項の記載が適切であり、さらに工夫が見られる。 | 1.5 | | |
| | | 必要事項の記載が適切である。(共通仕様書程度) | 1 | | |
| | | 必要事項の記載がないものがある、又は提案数が超過している。 | 0 | | |
| | | 記載がない又は不適 | 失格 | | |
| 配置予定技術者 | 同規模工事の監理技術者又は主任技術者としての最高評点(※1) | 80点以上 | 1 | 1 | ○ |
| | | 77.5点以上 80点未満 | 0.9 | | |
| | | 75点以上 77.5点未満 | 0.8 | | |
| | | 72.5点以上 75点未満 | 0.7 | | |
| | | 70点以上 72.5点未満 | 0.6 | | |
| | | 67.5点以上 70点未満 | 0.5 | | |
| | | 65点以上 67.5点未満 | 0.4 | | |
| | | 65点未満、実績無し又は調査基準価格未満の入札を行った者 | 0 | | |
| | 技術者の継続教育(CPD)(※2) | 2年6ヶ月間の取得単位30単位以上 | 0.8 | 0.8 | ○ |
| | | 2年6ヶ月間の取得単位15~29単位 | 0.5 | | |
| | | 2年6ヶ月間の取得単位15単位未満 又は 調査基準価格未満の入札を行った者 | 0 | | |
| | 若手又は女性技術者の配置 | 35歳以下の技術者を配置 | 1 | 1 | × |
| | | 「36歳以上40歳以下の男性技術者」又は「女性の技術者」を配置 | 0.5 | | |
| | 上記以外の技術者を配置 | 0 | | | |
| 建設機械保有 | 経営事項審査において加算対象となる建設機械の保有状況(※3) | 保有台数4台以上 | 1 | 1 | ○ |
| | | 保有台数3台 | 0.9 | | |
| | | 保有台数2台 | 0.8 | | |
| | | 保有台数1台 | 0.7 | | |
| | | 自社保有なし又は資料提出なし | 0 | | |
| 表彰 | 京都府地域づくり優良工事施工者表彰(※4,5) | 優秀賞 受賞あり(回数制限) | 1(0.3) | 1 | ○ |
| | | 奨励賞 受賞あり(回数制限) | 0.5(0) | | |
| | | なし | 0 | | |
| 働き方改革への取組み | 週休2日工事の取組(実績) | 4週8休以上を実施する | 1 | 1 | × |
| | | 4週6休以上4週8休未満を実施する | 0.5 | | |
| | | 実施しない又は過去に加算されたが取組まなかったもの | 0 | | |
| 生産性向上への取組み | ICT活用工事の取組(実績) | 5つの施工プロセスを実施する | 1 | 1 | × |
| | | 3つ以上の施工プロセスを実施する | 0.5 | | |
| | | 実施しない又は過去に加算されたが取組まなかったもの | 0 | | |

| | | | | | | | |
|------------------------|-----------------------|-------------------------------------|---|--------|--------|-----|---|
| 地域調達・雇用 | 府内企業の下請 | 施工体制における府内企業の下請の状況(※6) | 申請点=下請率×府内下請率×3+(1-下請率)×3 [小数第1位止め] | 3~0 | 3 | ○ | |
| | | | 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1) | 0~3 | | | |
| | | | 下請率100% | 失格 | | | |
| | 府内資材調達 | 指定資材の府内調達の状況 | すべて府内調達 | 1 | 1 | ○ | |
| | | | 一部府内調達 | 0.5 | | | |
| | | | 府内調達なし | 0 | | | |
| | | | 調査基準価格未満の入札を行った者 申請点×(-1,-0.5,0) | 0 | | | |
| | 雇用 | 「技術職員数」の維持(※7) | -10%≤減少率 | 0.5 | 0.5 | ○ | |
| | | | -20%≤減少率<-10% 又は 減少率<-20% かつ 2人以内の減 | 0.25 | | | |
| | | | 減少率<-20% かつ 3人以上の減 | 0 | | | |
| 各業種毎に雇用している「技術職員数」(※8) | | 技術職員数16人以上 | 0.5 | 0.5 | ○ | | |
| | | 技術職員数13~15人 | 0.4 | | | | |
| | | 技術職員数10~12人 | 0.3 | | | | |
| 技術職員数7~9人 | 0.2 | | | | | | |
| 技術職員数4~6人 | 0.1 | | | | | | |
| 技術職員数3人以下 | 0 | | | | | | |
| CCUSの活用 | CCUSへの事業者登録及び活用 | CCUSへの事業者登録及び活用 | 1 | 1 | × | | |
| | | CCUSへの事業者登録なし | 0 | | | | |
| 地域への貢献 | 地域維持業務の実績 | 冬期維持管理部門(除雪等業務委託)又は維持修繕部門(小修繕工事)の実績 | 冬期維持管理部門の表彰有り | 1 | 1 | × | |
| | | | 維持修繕部門の表彰有り | 0.5 | | | |
| | | | 表彰無し | 0 | | | |
| | 災害協定の締結(※9) | | 工事箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員 | 1 | 1 | × | |
| | | | 協定締結無し | 0 | | | |
| | 発注者指定工事の受注実績 | 過去2年間における発注者指定工事の受注実績 | 2件以上 | 1 | 1 | × | |
| | | | 1件 | 0.5 | | | |
| | | | 実績なし | 0 | | | |
| | 橋梁等発注者指定工事の受注実績 | 橋梁等発注者指定工事の受注実績 | 2件以上 | 1 | 1 | × | |
| | | | 1件 | 0.5 | | | |
| 実績なし | | | 0 | | | | |
| 橋梁等発注者指定工事の企業としての成績 | 橋梁等発注者指定工事の企業としての最高評点 | 80点以上 | 1 | 1 | × | | |
| | | 75点以上80点未満 | 0.5 | | | | |
| | | 75点未満、実績なし又は調査基準価格未満の入札を行った者 | 0 | | | | |
| その他 | 緊急時の現場対応 | 主たる営業所の所在地 | ※この項目は、出水時等に緊急対応が必要な河川・砂防工事や、現道沿いの山切工事等で設定する。 | 1 | 1 | ○ | |
| | | | 現場の土木事務所管内 | | | | 1 |
| | | | 現場の土木事務所管外 | | | | 0 |
| | 受注実績 | 発注年度の4月1日から公告日までの受注実績 | 0件 | 1 | 1 | × | |
| | | | 上記以外 | 0 | | | |
| | 短期間の集中受注 | 短期間に同一発注エリアで楽率決定された工事の受注実績 | 0件 | 0.0001 | 0.0001 | × | |
| | | | 上記以外 | 0 | | | |
| 自由枠(チャレンジ枠) | 発注者が提示する内容への取組み | 発注者が指定した取組みの内、2つに取り組む | 1 | 1 | × | | |
| | | 発注者が指定した取組みの内、1つに取り組む | 0.5 | | | | |
| | | 発注者が指定した取組みの実施予定はない | 0 | | | | |
| 加算点満点計 | | | | | | 9.8 | |

※1 配置する技術者の評価の対象となる実績は、次の(1)から(3)に該当する工事において監理技術者又は元請の主任技術者（甲型共同企業体の主任技術者の場合は、出資比率が1を構成員数で除した割合の60パーセント以上の構成員の技術者、乙型共同企業体の主任技術者の場合は、出資比率にかかわらず構成員として施工を行った分担工事の技術者に限る。）として従事した経験を有すること。

なお、専任を要しない工事においては、配置予定技術者が複数の工事に従事する場合、従事している工事数に応じ減点する。
減点=0.1×従事している工事の件数

(1)国、地方公共団体、地方公社、地方独立行政法人又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人の発注であること。

(2)平成25年4月1日から入札公告日までの間に工事成績評定通知書が発行された工事であること。

(3)最終請負額が2,500万円以上の土木一式工事であること。

※2 入札公告日の2年6ヶ月前の日から入札公告日までの間に取得した単位で評価する。

※3 経営事項審査の評価対象建設機械（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、移動式クレーン、大型ダンプ、モーターグレーダー、ダンプ、締固め用機械、解体用機械、高所作業車（作業床の高さ2m以上）で、それぞれ所定の要件を満足するもの）であって、令和3年4月1日以降の日を審査基準日とする経営事項審査において、申請を行ったもの又は行おうとするものを評価する。

※4 入札公告文に掲げる資格の認定業種と表彰結果通知書の「京都府建設工事競争入札参加資格審査における主観点加算の対象となる工事の種類」とが一致するものに限る。

※5 表彰実績による落札回数とは、当該年度内に表彰実績の加算点を申請した上で落札した回数をいう。

※6 下請率、府内下請率、加算点とも小数第2位四捨五入、小数第1位止めとする。

※7 令和2年度及び令和5年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査（いわゆる格付）に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、全業種における1級技術職員数、監理技術者補佐数、2級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計の比較により評価する。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、「総合評価ガイドライン」中「企業合併等が行われた場合の雇用維持の考え方」に基づき別途評価する。なお、令和2年度及び令和5年度の格付に用いた経営規模等評価結果は以下のとおり。

| | |
|-------------------------|--|
| 令和2年度格付に用いた経営規模等評価結果通知書 | 審査基準日：H30.4.1～R1.10.31 結果通知日：R1.10.31まで（2月の入札参加資格申請者はR2.1.31まで） |
| 令和5年度格付に用いた経営規模等評価結果通知書 | 審査基準日：R3.4.1～R4.10.31 結果通知日：R4.10.31まで（2月の入札参加資格申請者はR5.1.31まで） |

(1)「府内建設業者の合併等に関する特例要領」に基づき特例措置を受けた場合

(2)「建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格ならびにその資格審査の申請時期及び方法等」第10条による資格を承継した場合

(3)会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生計画認可決定を受けた後、本府の入札参加資格の再認定を受けた者

※8 令和5年度の京都府建設工事競争入札参加資格審査（いわゆる格付）に用いた経営規模等評価結果通知書に記載された、入札公告文に掲げる資格の認定業種における1級技術職員数、監理技術者補佐数、2級技術職員数、基幹技能者数及びその他技術職員数の合計を評価する。

※9 公告日現在において、この工事の施工箇所を所管する土木事務所長と災害協定を締結している団体の構成員に限る。

工事入札結果詳細情報

中止もしくは取止めの場合、「落札業者名」「落札金額」の項目はハイフン(-)で表示しています。
 開札を執行していない場合、「開札執行日時」には開札予定日を表示しています。

| 案件情報 | |
|-------------------|---|
| 案件番号 | 6292202302000601 |
| 調達機関(部局・事務所) | 農林水産部 京都府丹後広域振興局(農林商工部) |
| 案件名称 | 令和5年度府営農村地域防災減災事業菅地区下すべ内池改修工事 |
| 工事場所 | 京都府京丹後市峰山町菅 地内 |
| 入札方式 | 一般競争入札 |
| 種別 | 土木一式工事 |
| 工期 | 令和6年1月31日 |
| 予定価格(税込) | 54,483,000 円 (入札書比較価格: 49,530,000 円) |
| 調査基準価格(税込) | 49,731,000 円 (入札書比較価格: 45,210,000 円) |
| 紙・電子区分 | 電子入札 |
| 開札執行日時 | 令和5年08月03日 午前11時02分 |
| 落札業者名 | 砂後建設(株) |
| 落札金額(税込) | 53,680,000 円 (入札書記載金額: 48,800,000 円) |
| 入札執行回数 | 1回 |
| 低入札価格調査について | |
| 予定価格に含まれる法定福利費概算額 | 2,055,000 円 |
| 参考 | 上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主負担額の概算額である。当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、本件工事に係る予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等に応じて決定される。 |
| 備考 | |

※入札の経過情報です。

| 経過情報 | | | | | |
|------|---------------|-------------|-------|----------|----|
| No. | 業者名称 | 入札金額1回目 | 技術評価点 | 評価値 | 摘要 |
| 1 | 砂後建設(株) 与謝野町 | 48,800,000円 | 106.9 | 219.0573 | 落札 |
| 2 | (株)増田工務店 京丹後市 | - | | | 無効 |
| 3 | 森建設(株) 京丹後市 | - | | | 無効 |
| 4 | 林建設(株) 京丹後市 | - | | | 無効 |
| 5 | (株)澤土木 京丹後市 | - | | | 無効 |
| 6 | 松栄建設(株) 京丹後市 | - | | | 無効 |
| 7 | (株)真鍋組 京丹後市 | - | | | 無効 |
| 8 | 山崎工業(株) 京丹後市 | - | | | 無効 |

(税込み)
54,483,000円

[入札結果一覧に戻る](#)

[トップページへ戻る](#)

